

2017(平成29)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、設問は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕

現在、タクシー事業について公定幅運賃制度が導入されている。公定幅運賃制度の骨格は、以下のようなものである。

まず、国土交通大臣は、タクシー事業が供給過剰である地域あるいは供給過剰となるおそれがある地域を指定し、当該地域におけるタクシー事業の運賃の範囲を定めて公表することができる（以下、定められた運賃の範囲を「公定幅運賃」という。）。当該地域内のタクシー事業者は、国土交通大臣により公定幅運賃が公表されたときは、自らのタクシー事業の運賃を定めて国土交通大臣に届け出なければならない。この運賃は、公定幅運賃の範囲内であればならない。国土交通大臣は、タクシー事業者から届け出られた運賃が公定幅運賃の範囲内にないものと認めるときは、当該タクシー事業者に対してその運賃を変更すべきことを命じることができる。当該タクシー事業者がこの命令に違反したときは、国土交通大臣はタクシー事業の停止を命じ、またはタクシー事業の許可を取り消すことができる。

公定幅運賃制度が導入された目的は、過度の運賃引き下げによるタクシー事業の安全性やサービスの質の低下を防止し、タクシー事業の利用者の利益を保護することにある、と説明された。すなわち、自家用車の普及などの事情によりタクシーを利用する人の数が低下してきたにもかかわらず、タクシー事業者はタクシーの車両数を増やすとともに運賃を引き下げて需要を同業他社から奪い、それによって当該タクシー事業者の全車両がもたらす売上総額を増加させようとする傾向があるため、車両1台当たりの売上額は低下し、それに伴い運転者の賃金が減少することになる。その結果、運転者は減少する収入を補おうとして運転時間と労働時間を長引かせることになり、運転者の過労、さらには交通事故の増加を引き起こしかねない。それは利用者の利益に反する、というのである。

もっとも、公定幅運賃制度に対しては、低運賃を維持しつつ運転者の賃金を減少させない取り組みをしている事業者からの批判がある。

以上を前提にして、公定幅運賃制度の合憲性を論じなさい。

以上

余白

余白